



これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

---

議長(佐藤孝悟君)

日程第1、請願第1号、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める請願の取り下げについてを議題とします。

請願者から、令和元年6月7日付をもって請願の取り下げ申し出がありました。

お諮りします。

ただいま議題となっております請願の取り下げについて、承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

異議なしと認めます。

したがって、請願の取り下げについては承認することに決定しました。

直ちに請願の審査をしております産業建設常任委員会に通知いたします。

---

議長(佐藤孝悟君)

日程第2、議案第27号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長(千葉多嘉男君)

おはようございます。

議案第27号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明をいたします。

議案書7ページをお開きください。

今回の改正は、国の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、災害弔慰金の支給等に関する法律が改正され、年3%に固定されている災害援護資金の貸付利率について、市町村の政策判断に基づき、これよりも低い利率での貸し付けを条例で設定できるようになること等を踏まえ、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するものであります。

お手元に配付されております災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照

表により説明させていただきます。1ページをお開きください。

第14条につきましては、見出しを「(保証人及び利率)」に改めたものでございます。

第1項につきましては、「災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。」と規定するものです。

第2項につきましては、災害援護資金の貸付利率を利用者の返済負担を軽減させるため、貸付利率は、保証人を立てる場合には無利子とし、保証人を立てない場合は1.5%と定めるものです。

第3項につきましては、保証人が貸し付けを受けた者と連帯して債務を負担することを定めたものです。

第15条第1項につきましては、利用者の円滑な償還と確実な債権回収のため、償還方法として現行の年賦と半年賦のほかに月賦を加えて、利用者が選択できるように定めたものです。

第3項につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正により、保証人の条項が削除されたことに伴う所要の整備によるものでございます。

議案書7ページをお開きください。

附則の施行の期日につきましては、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものでございます。

経過措置につきましては記載のとおりでございますので、後でお目通し願いたいと思います。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(佐藤孝悟君)

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決しました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第3、議案第28号、町道祇園線道路改良工事（その1）の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

それでは、議案書8ページをお開きください。

議案第28号、町道祇園線道路改良工事（その1）の請負契約の締結に関し議決を求めることについての補足説明をさせていただきます。

町道祇園線道路改良計画の内容については、議案第28号参考資料により御説明いたします。参考資料の2ページをご覧ください。

町道祇園線道路改良計画は、県道三日町瀬原線、いすゞ前から、県道平泉巖美溪線までの延長1,570メートルを全幅員11.0メートルで車道幅員6メートル、片側歩道2.5メートルに整備するため、平成23年度に事業着手し、令和2年度完成を目指して進めているものでございます。

今年度は、町道祇園線道路計画に基づきまして、本事業で築造されました新桜岡橋から、現桜岡橋を南に走る町道更の上1号線まで186.6メートルの舗装と、その町道更の上1号線から小金沢方向に263メートルの改良、あわせて449.6メートルの工事を行おうとするものでございます。なお、工期は議決の日から令和2年3月13日でございます。

本件は議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定する5,000万円以上の契約を締結することから、議会の議決を得ようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

8番、佐々木一治議員。

8番（佐々木一治君）

議案第28号についてでございますが、この工事は町道祇園線ということでございます。町道祇園線につきましては、朝田建設の契約でございまして、2回目の契約ということの形になります。

継続というような形ですが、この請負契約でございますけれども、何社ぐらい入札があったのか、あるいは入札契約は何%だったのかということでお伺いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

ちょっと今、手元に資料がございませんので、お時間をいただいて調べたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

今戻って調べますので、暫時休憩いたします。

---

休憩 午前10時12分

再開 午前10時15分

---

議長（佐藤孝悟君）

再開いたします。

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

町道祇園線道路改良工事（その1）に関しましての指名業者数でございますけれども、指名業者数は7社でございます。請負率は97.2%でございます。

議長（佐藤孝悟君）

そのほか質問ございませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤孝悟君）

それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決しました。

---

議長（佐藤孝悟君）

日程第4、議案第29号、東北自動車道（仮称）平泉スマートインターチェンジ整備事業及び町道祇園線函渠新設事業の実施に関する令和元年度契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

それでは、議案書9ページをお開きください。

議案第29号、東北自動車道（仮称）平泉スマートインターチェンジ整備事業及び町道祇園線函

渠新設事業の実施に関する令和元年度契約の締結に関し議決を求めることについての補足説明をさせていただきます。

議案29号参考資料をお開きください。参考資料3ページでございます。

ネクスコと平泉町の費用負担の基本的な考え方を概略的に表示したものでございます。

昭和44年1月、建設事務次官により発せられた高速自動車国道と交差する道路法による道路及び都市計画法による都市計画道路との費用負担についての通達により、費用の負担の考え方が示されており、その考え方に沿って平成26年12月10日、東北自動車道（仮称）平泉スマートインターチェンジ整備事業及び町道祇園線函渠新設事業の実施に関する基本協定を締結し、それに基づいて費用負担額を算定したものでございます。

図面のピンク色部分のインター周辺の町道部分の全額を平泉町が負担し、緑色のA部、C部の町道に付随するボックスカルバートの重複区間につきましては、事業の原因理由により、負担区分を算出しております。

1ページめくっていただきまして、資料の4ページ目になります。

こちらは黄色の本線切り回し部分につきましては、高速道本線を横断するボックスカルバートの構築に伴い必要になることから、その構築原因により、内空面積割で費用負担するもので、おおむねネクスコが69%、平泉町が31%となっております。

もう1ページ開いて、資料の5ページになりますけれども、ピンクの部分、現ボックスカルバート、C部ですけれども、こちらにつきましては、町道祇園線の歩道設置に伴う拡幅のため、躯体本体、内空部の側溝や舗装工事は平泉町が、それ以外の盛り土等につきましてはネクスコが負担するものでございます。

本工事につきましては、平成32年、令和2年ですね、10月12日までの工期として発注済みであり、今後舗装工事を別途発注し、令和3年3月の供用開始を目指しているところでございます。

本件は議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する5,000万円以上の契約を締結することから、議会の議決を得ようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

8番、佐々木一治議員。

8番（佐々木一治君）

議案第29号でございますが、ご説明をいただきましたけれども、私の聞きたいことは、整備事業とそして町道祇園線新設とこの2つに分かれているわけですね。そしてその契約は1つという、契約金額は1つでございますが、それぞれの金額があると思うのですけれども、平泉町から31%というお話ですが、その内訳について。

それから、今までかつて高速道路をできるときには、ほとんど高速道路関係者でそのボックスカルバートですか、つくられたわけですけれども、なぜ今回平泉町で、町で負担して、このカル

バートを負担しなくてはわからないのかということ、その2点についてお伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

最初のご質問ですけれども、費用負担の内訳というような内容でしたでしょうか。

費用負担は、部分部分によって、その事業原因によってそれぞれが負担率が変わってきております。

最初の資料3ページの赤い部分ですか、赤の着色になっている部分は町道の部分ですね、町道として管理して施工する部分なのですけれども、こちらのほうは町の負担ということになりますし、この緑の部分が費用負担がそれぞれ発生してくるという部分でございます。

Aの部分というのは、高速道路本体から町道を結ぶこの連絡道路ですか、こちらが必要になります。インターチェンジとして必要になりますので、ボックスカルバートがないとこの町道が通れなくなるということで、ボックスカルバートの外側については原因者であるネクスコのほうで設置して、その中の舗装とか水路は町で負担する部分というのがAの部分でございます。

Cの部分になりますと、Cは高速道路本線への流入流出の道路で、ボックスカルバートを延長しなくてはならないということなので、その延長分に対しネクスコが持つということですが、ただし、これ資料の5ページで、同じくCの部分で赤く着色して町で負担する部分が出るんですけども、現道のボックスカルバートの大きさでは町道祇園線の道路幅員、歩道幅員がとれないということで、道路改良に合わせた断面が必要ということで、町が施工し負担する部分、ただし、本線からの流入路の部分で延長が延びる分については、現在あるボックスカルバートの面積分はネクスコのほうで負担しますということが1枚目の緑色の部分ということになります。ちょっと複雑ですが、そういう形になります。

そして、2枚目の黄色の部分、こちら迂回路、高速道路本線の迂回路ですが、こちらはボックスカルバートを築造するのに、つくるために本線を切り回さなければならない、要は高速道路を掘ってボックスカルバートをつくりますので、迂回路が必要だということで切り回すのですが、先ほどの町道祇園線に係る部分については、町の部分が大きいと、負担する部分がほとんど大きいということでございますし、もう一方、高速道路と祇園線を結ぶ連絡のインターチェンジ、ランプの部分の道路も1本ボックスカルバートを新設しなければだめだということで、このボックスカルバート、ネクスコで持つボックスカルバート、あと町で持つボックスカルバート、あとはそうですね、その比率をもって負担割合を、この迂回路に関しては決めているということになります。それぞれ負担割合が違うものを積み上げていって、今回の総額の負担額というような形になってございます。

そして2つ目のご質問、どうして町でボックスカルバートの費用を負担するかということで、ちょっと先ほど申し上げたことと重複するかもしれないのですけれども、この参考資料の5ページ目の部分なのですけれども、先ほども言いましたけれども、町道祇園線が今のボックスカルバートよりも幅広く、車道幅員並びに歩道が必要になってくるということで、町が原因になる、こ

のボックスカルバートを大きくつくらなければならないという原因になる。

今あるボックスカルバートでよければ、このままボックスカルバートは使えるわけです。継ぎ足しだけすれば使えるわけなのですけれども、インターチェンジができて交通量が増えるということで、祇園線の改良を進めておるわけですので、このボックスカルバートも幅を広くしなければならぬということ、その部分に関して町では負担をしている。また一方、3ページ目のAの部分のボックスカルバート、これは佐野原祇園線のボックスカルバートは、本体についてはあくまでも高速道路への進入退出路のためにボックスが必要となったので、こちらのボックス自体はネクスコさんでつくると、ただ、中の舗装だけは町がやる、舗装とか側溝は町がやるというような形になってございまして、それぞれの負担割合があるということで、ボックスも町が負担しなければならない部分もあるということでございます。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

ほかにございませんか。

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

ただいまのご説明の、ボックスカルバートの関係のC部分についてなのですが、現在あるボックスカルバートのほかに歩道部分を増設するということの説明ですが、そうしますと、現在のボックスカルバートを一部壊してつくるのではなくて、その脇に歩道部分の、歩道のボックスカルバートをつくるという工事になるのですか。その歩道部分は右か左かということに、片側歩道ということですから、南北でいいますと北か南かということでお答え願えればと思います。

議長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

参考資料5ページのC部のボックスカルバートですけれども、検討段階では歩道だけのボックスカルバートをつくるということも検討いたしました。しかし、車道の部分も若干狭いということで、あわせて作り直すというような形ですか、にすると。あと、どうしても2つのボックスカルバートが近過ぎますと、その間の土の埋め戻しがうまくいかないという技術的なところもあるということで、いろいろな検討の結果、1つの中に歩道と車道を全部入れるというような形のもので施工という結果になっております。

以上です。

（発言する声あり）

建設水道課長（菅原英明君）

歩道の位置に関しましては、祇園線と合わせまして南側のほうになります。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決しました。

---

議長(佐藤孝悟君)

日程第5、議案第30号、財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長(八重樫忠郎君)

それでは、議案書10ページをお開き願います。

議案第30号、財産の取得に関し議決を求めることについての補足説明をいたします。

現在使用しておりますパソコンのOSはWindows 7でございますが、そのサポートの終了日は来年1月14日となっております。ソフトウェアに関しましてはOffice 2010を使用しておりますが、そのサポートの終了日は来年の10月13日となっております。

サポートが終了いたしますと、セキュリティ一面でのふぐあいや危険性が生じるため、サポートは必須と考えております。また、購入時期に関しましては、消費税増税前が費用抑制につながりますし、パソコンとソフトウェアを同時に購入することにより初期設定を同時にすることができることから、担当者の負担を軽減することができます。

参考資料6ページ、議案第30号参考資料をお開き願います。

このたび購入いたしますデスクトップ型パソコンのOSはWindows 10となっておりますが、ほかに液晶ディスプレイ、ソフトウェアOffice 2019をそれぞれ127台分購入いたす予定となっております。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長(佐藤孝悟君)

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9 番、佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

ソフトウェアのサポートが終了するという事で更新になるわけなのですが、この場合の入札の前提となる構成の設計といいますか、どういうスペックを求めて、当初より大分入札等で減額になっておりますけれども、この辺はどのような考え方でそれらを構成したのかお知らせ願います。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

予算額につきましては2,600万円ほどとなっております。それで、4社に入札した結果がこのたびの契約額という形になっておりますが、中身につきましては、このパソコンのOSとWindows 10、あとはOfficeにつきましてはこのたびは2019ということで積算をしたという形になっております。

中身としましては、あとは議案にもございますように、9月30日の納期という形で設計を組ませていただいたというところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

9 番、佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

そうしますと、設計がない中でWindows 10とソフトの関係、Officeのことだけで入札したということによろしいのですか。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

ちょっとその辺につきまして、詳しくはちょっと今これから調べたいと思いますので、少々お時間いただければと思います。

議長（佐藤孝悟君）

暫時休憩といたします。

---

休憩 午前10時35分

再開 午前10時37分

---

議長（佐藤孝悟君）

再開します。

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

お時間いただきました。

パソコンのCPUはインテルのi3の8100、プロセッサとして3.6以上と。あとOSにつきましては先ほど申し上げたとおり、Windows 10、あとメモリが8ギガ以上、ストレージにつきましてはSSDの256のGPという形のものにするというような形のところを示しまして、入札したというところになっております。

議長（佐藤孝悟君）

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

そうしますと、現在の使っている、サポートが終わる部分もあるのですが、それと比較して、メモリだけで結構ですが、メモリ比較でどのようになっていますか。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

現在のもので、ちょっと把握はしておりませんが、私のパソコンは昨年更新したものでございますが、OSではOfficeの2016ですけれども、このたびのものは2019になりますし、メモリ数につきましても、増加をさせているというふうには考えております。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決しました。

---

議長（佐藤孝悟君）

日程第6、議案第31号、財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

議案書の11ページをお開きいただきたいと思います。

議案第31号、財産の取得に関し議決を求めることについての補足説明をさせていただきます。

今回の提案につきましては、一関西消防署平泉分署に配備してございます平成3年3月に購入いたしました、28年が経過した水槽付消防ポンプ自動車の老朽化に伴い、新たに新車の水槽付消防ポンプ自動車1台を購入いたしまして、常備消防の消防防災力の強化を図ろうとするものでございます。

それでは、参考資料の7ページの議案第31号参考資料によりまして説明をさせていただきます。

それでは、仕様等の説明をさせていただきますので、10ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、10ページの第2の仕様でございますけれども、材料の規格につきましては、（1）としまして、材料及び部品は全て新規製品を使用すると。

（2）次に掲げるものまたは同等以上の強度及び耐久性を有するものを使用すること。部品名ポンプにつきましては、羽根車、ポンプケース、ポンプ軸、真空ポンプ、真空ポンプ軸、重要動力伝導軸、重要動力伝導歯車、吸・吐水用配管、ホース結合用ネジ部、これらにつきましては、これらの材料仕様につきましては、記載のとおりでございます。また、下段につきましては、銅及び銅合金部分を除く通水内面については防食処置を施すこと。

（3）といたしまして、フロアステップ、バンパー上部、リアフェンダー上部、その他必要とする部分はアルミ縞鋼板とし、厚さは次によるものとする。また、必要に応じ防滑テープ処理をすることとさせていただきます。アといたしまして、車体上部につきましては3ミリ以上、イといたしまして、側板につきましては2.0ミリ以上、サイドエプロンにつきましては1.2ミリ以上、フェンダーにつきましては1.0ミリ以上としたところでございます。

（4）保護枠、計器板、蝶番、手すり、握り棒その他金属露出部分及び外部に取りつけるボルト、ナット類は全てステンレス製または良質なメッキを施したものを使用することとしたところでございます。

（5）、（6）、（7）については記載のとおりでございます。

2番の車両主要諸元でございます。

（1）形状につきましては、ダブルキャブオーバー型、低床型消防専用シャーシ。

（2）エンジンにつきましては、水冷4サイクルのディーゼルトターボエンジン、国土交通省認定、排出ガス規制適合車、自動車NOx・PM法適合車としたところでございます。

（3）の総排気量でございますけれども、5,100cc以上。

（4）最高出力235馬力以上、最高回転2,350回転。

（5）の消防用検定出力でございますけれども、240馬力以上。

（6）のトランスミッションでございますが、プロシフトの6としたところでございます。

- (7) 駆動方式につきましては、4輪駆動の低床型。
- (8) のステアリングにつきましてはパワーステアリング。
- (9) 乗車定員につきましては、キャブ内で6名。
- (10) のバッテリーにつきましては12ボルト、170アンペアアワー以上が2個。
- (11) のオルタネーターにつきましては24ボルト、90アンペア以上。
- (12) 燃料タンクにつきましては100リットル以上。
- (13) のタイヤサイズにつきましては245/70R19.5、136/134Jとしたところでございます。
- (14) サスペンションについては、消防リーフサスで、フロントが強化、複動式スタビライザー、リヤが強化、単動式でございます。

3番の車両の主な装備品につきましては記載のとおりでございます。

4番のキャブぎ装につきましても記載のとおりでございます。

5番の完成車の寸法及び重量でございますけれども、(1) 全長が6.8メートル以下、(2) 全高が2.9メートル以下、(3) の全幅が2.4メートル以下、(4) ホイールベースが3.8メートル以下、(5) デパーチャーアングルが12度以上、(6) の車両総重量が12トン未満、増トン仕様としたところでございます。

6番の主な装備品でございますけれども、(1) といたしまして消防ポンプ装置、消防検定A-2級でございます。(2) といたしまして無給油式真空ポンプ。(3) といたしまして2,000リットルの水槽、(4) といたしましてバランス式梯子手動昇降装置、(5) といたしまして自衛噴霧装置、(6) 起伏旋回式LED照明装置。

7番のポンプ装置、8番の真空ポンプ、それから9番の計器類及び操作盤、10番の自動調圧装置、11番の冷却装置につきましては、記載のとおりでございます。

12番の水槽でございます。(1) 水槽は軽量かつ耐衝撃、耐薬品性のある樹脂性、PP製、ポリプロピレン製、FRP製、繊維強化プラスチック製またはSUS、ステンレス鋼材製とし、水槽容量は2,000リットルとすること。

なお、樹脂製については、板厚全て12ミリ以上で日本消防検定協会特殊消火装置型式鑑定を取得しているものであること。SUS製については、側板4.5ミリ以上、底部6.0ミリ以上、上部4.5ミリメートル以上でつくられた密閉型で、酸化によるさびの発生及び電食による金属の腐食しにくい材料を使用し、防食処置を施したものとする。

(2) 水槽は振動、衝撃等により損傷、緩みを生じないように、車台に固定して設けられ、水圧に対して変形及び水漏れのない構造とし、水槽内部には防波板を設け、水槽内面には防食加工を施すこと。

以下、(3) から(10)、それから13番の自衛噴霧装置、14番の配管等、15番の取付品及び取付装置、16番の積載品及び付属品、17番の車体形状及びぎ装要領、18番の資器材収納ボックス等、19番の扉等の構造、20番のその他取付品等、21番の電装品関係、それから22番の無線装置等につきましては、記載のとおりでございます。

3番の塗装及びステッカー等でございますけれども、1、塗装要領につきましては記載のとおり

りでございますが、(7)で納入後通常の使用で3年以内に変色、剥離、浮き上がり、割れ等の損傷が生じた場合の受注者責任による再塗装の義務を課してございます。

2の塗色、3の文字につきましては、記載のとおりとなっております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

8番、佐々木一治議員。

8番（佐々木一治君）

議案第31号でございますけれども、財産取得ということでございましたが、平泉分署に老朽化したということで消防ポンプをとということで5,500万という金額でございますが、3月議会で取得した、分団にしたポンプ車より450万も違うという感じでございますけれども、これは何、メーカーの違い、どういうことでこんなに金額が違うのですか。それについてお伺いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

各分団に配備しておりますポンプつき消防積載車と今回の分署に配備してございます水槽つきのポンプ車につきましては、規模、構造が違ってございまして、今回の水槽つき消防ポンプ自動車につきましては、各分団に配備のものにはない水槽というもの、2トン容量の2,000リットル入る水槽がついたものでございますし、車体規模もさらに大きなものでございますので、そもそも自動車の構造等からして規模が違いますし、構造そのものも違うというようなこと。それから、特殊車両でございまして、全てが改造車両となります。ぎ装しなければならぬというふうになっておりますので、それに係る費用等でこれぐらいの費用の差となっているものでございます。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8番（佐々木一治君）

そういうことで450万も違うということでございますけれども、ちなみに、メーカーはどの車のメーカーでございますか。これ何トン、両方お願いします。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

すみません、ベースとなる車種等については、まだこれからでございますけれども、請け負った業者につきましては、一関市内の古川ポンプ製作所の一関支店が請け負ってございます。いずれベースとなる車体につきましては、メーカーが1社だけではございませんので、ありますので、そのベースとなる車体から何から、その請け負った業者さんが選定いたしまして、それをこれから改造していくというような作業がございまして、納品が今年度いっぱいかかるというような状

況となっているところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

8番、佐々木一治議員。

8番（佐々木一治君）

改造して直してそして、業者が納車するということですが、年度いっぱいということでもございましたけれども、あかんとした答えでございます。いつごろ納車されますか。もちろん文書でもいつごろ来るなんていうことで確認していると思うのですが、それについてお伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

仮契約の内容といたしましては、納期につきましては来年、令和2年3月27日までに納車することとしてございますので、この日までには納車させるというところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決しました。

---

議長（佐藤孝悟君）

日程第7、議案第32号、財産の処分に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

それでは、議案書12ページをお開き願います。

議案第32号、財産の処分に関し議決を求めることについての補足説明をいたします。

高田前工業団地は平成10年3月完成以降、平成10年に株式会社松栄堂、平成18年に福山通運株式会社が企業立地してまいりました。そしてこのたび、令和元年度、有限会社平安輸送の企業立地が決まったところであります。

有限会社平安輸送は、既に高田前工業団地において、4月会議で議決いただきました1万310.45平方メートルの土地をご購入いただいておりますが、資金繰りの都合上、このたびの購入となり、6月3日に土地売買仮契約締結を行い、本議案を6月会議に上程する運びとなった次第であります。

今後の流れといたしましては、財産処分の議決、土地売却収入等の補正予算の議決をいただき、土地代金完納後に所有権移転登記を行います。

参考資料の20ページ、議案第32号参考資料をお開き願います。

このたび有限会社平安輸送に売却予定の高田前工業団地は、平泉字宿の平場1,160.69平方メートル、法面1筆169平方メートル、2筆総面積は1,329.69平方メートル。売却代金は有限会社平安輸送の自己都合による分筆登記費用を含んで1,000円未満を切り捨てた額1,016万9,000円となります。

なお、南側の残地につきましては、資金繰り等によりまして、今後購入またはリースをしていただきたいとの申し入れをいただいております。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決しました。

ここで暫時休憩といたします。

---

休憩 午前10時57分

再開 午前11時09分

---

議長（佐藤孝悟君）

それでは、再開をいたします。

---

議長（佐藤孝悟君）

日程第8、議案第33号、あっせんの申立てに関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

千葉放射線対策室長。

放射線対策室長（千葉多嘉男君）

議案書13ページをお開きください。

議案第33号、あっせんの申立てに関し議決を求めることについての補足説明をさせていただきます。

東京電力福島第一原発事故による放射性物質影響対策に要した費用につきましては、これまで県と連携しながら東京電力に対して10次にわたり損害賠償請求を行ってきました。うち平成23年度から26年度分に係る損害賠償については、直接交渉で損害賠償が認められなかった損害額について、原子力損害賠償紛争解決センターにあっせんの申し立てを行い、同センターの和解を受け入れることが、損害賠償の一部を受領しました。

また、あっせん申し立てと並行して平成27年度、28年度、29年度分に係る損害賠償請求を行いましたが、東京電力との直接交渉では具体的な進展が期待できないと見込まれたことから、再度原子力損害賠償紛争解決センターに申し出を行うものです。

1の申立て先は原子力損害賠償紛争解決センターで、2として、申立ての相手方は東京電力ホールディングス株式会社です。

3の申立ての趣旨及び原因についてでございますが、（1）の申立ての趣旨につきましては、相手方は損害賠償額4,801万6,024円を支払うようあっせんを求めるものでございます。

損害賠償の内訳につきましては、議案第33号参考資料で説明申し上げます。参考資料21ページをお開きください。

年度ごとの申立額についてですが、上記の表に記載されておりますが、平成27年度が1,585万3,647円、平成28年度が1,589万7,843円、平成29年度が1,626万4,534円、合計4,801万6,024円となっております。

次に、年度・項目ごとの申立額につきましては、下記の表に人件費、測定経費、その他損害、旅費・交通費の額をそれぞれ記載しております。

項目ごとの合計額で説明させていただきます。

人件費が4,302万7,462円で、対策業務に係る職員、臨時職員の人件費となっております。

測定経費は419万8,072円で、飲料用井戸水等の放射線測定業務、放射線物質検査手数料、放射線測定機器点検料、測定機器等となっております。

その他損害75万950円、放射線対策業務に係る経費等となっております。

旅費・交通費は賠償額4,280円を差し引いた3万9,540円で、会議や要望活動に係る旅費となっております。

議案書13ページにお戻りください。

申立額は県を通じて東京電力に対して請求している平成27年度、28年度、29年度の損害賠償請求額から支払完了済み額を除いた額となります。ただし、なお書き以下にあるとおり、原子力損害賠償紛争解決センターへの実際の申し立てまでの間に東京電力との間で損害賠償一部合意がなされれば、当該合意額を除いた額であつせんを申し立てすることとなります。

(2)の申立ての原因につきましては、東京電力ホールディングス株式会社が原子力発電所事故に起因する放射性物質による影響対策に要した費用について、損害賠償を求めるものでありますが、相手方がこれに応じないためでございます。

申し立ての時期は令和元年7月中旬を予定しております。

また、原子力損害賠償紛争解決センターへの申し立ては、県、市町村等がそれぞれ行うこととなりますが、申し立て後の対応につきましては県と協調して対応していくこととなります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

7番、升沢です。

お聞きしたいのですが、今まで、前回の平成26年までの部分で認められた部分、あるいは認められなかった部分、人件費とか、そういったところの、どういうところが認められないところが多いのかということをお聞きしたいことと、それから、ほかの市町村との、今までこちらの請求額と和解額とのあれが、やはりどんどん認められない部分が増えてきているように思うのですけれども、その辺はほかの市町村との連携とか、そういったこともとっているのか、県との協議だけなのか、そのことをお聞きします。

議長（佐藤孝悟君）

千葉放射線対策室長。

放射線対策室長（千葉多嘉男君）

他市町村との和解額のそれぞれ条件が違いますので、それぞれ、請求額と和解額のパーセンテージにつきましても、平泉は16%であったり、あとは一関がそれ以上多いときもございましたが、条件が違いますので、一概にはその理由はちょっと、今この場ではご説明できませんが、ただ、その件について他市町村との協議等々は行ってはございませんが、ただ、職員の給料等につきま

しては統一した見解でございますので、臨時職員の部分につきましてはある程度認めてもらっておりますが、正職員の部分につきましては和解については合意しないと、認めてもらえないというのが実情でございます。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

当町においても放射線対策室ということで、常時そういうふうに測定を行っているようですし、それから、平成27年から3年間にわたって、甲状腺検査も平泉独自にということで取り組んだ、今回の請求内容も入っているようですけれども、その辺の、ほかでは取り組んでいないところのそういった請求も入っているということでは、どういった請求の仕方といいますか、従来と同じような請求の仕方になるのか、そこをお伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

千葉放射線対策室長。

放射線対策室長（千葉多嘉男君）

令和元年以降につきましては、平成30年度はこれから損害賠償の請求をするところでございますが、いずれ従来の方向性、従来どおりの内容について、今後も引き続き東京電力のほうには請求をしていきたいと思っているところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

聞き方なのでしょうけれども、今後そういった請求をするということは、それだけ対策を行って、今後も行っていくということで、いつまでという、それも対策室も今後とも設けていくという解釈でよろしいのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉放射線対策室長。

放射線対策室長（千葉多嘉男君）

今、平泉町につきましては、重点調査地域の指定になってございますので、この重点地域から指定が解除にならない限りは、こういった放射線の測定とか学校給食の放射線物質測定とか、そういったことを引き続きやっていかななくてはいけないものですから、その指定解除にならない限りは当然経費が出てきますので、それに係る経費が出てきますので、引き続き東京電力ホールディングスのほうには賠償請求を続けていくということになってございます。

議長（佐藤孝悟君）

8番、佐々木一治議員。

8番（佐々木一治君）

議案第33号でございますけれども、あっせん申し立てということでご説明いただきましたが、今まで平成27年7月には635万円ということで和解金額が決まりました。さらに今回という形で

すけれども、このADRとの接点というか、話し合い、それはどのぐらいの時間帯でどういう形で持っているのですか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉放射線対策室長。

放射線対策室長（千葉多嘉男君）

ADRとの接点というのは、東京電力に補償の請求を申し立てまして、賠償請求をしてそれが認められなかった分をADRに仲介していただきまして、和解の仲介をしていただいでやっているとございますが、1回目のADRの仲介につきましては1年6カ月ほどかかっていましたし、2回目が2年7カ月、ちょっとあれはしますけれども、2年7カ月くらいかかっておりましたので、いずれ年々その期間が長引いております。

ADRとの話し合いというのは、ADRのほうに和解申し立てを申請いたしまして、その申請書をもとにいたしましてADRのほうから中身の問い合わせがありますので、その問い合わせについてお答えして、あとはADRのほうにそれに基づいて作業を進めていって、和解額を決めていくという算段となっております。

議長（佐藤孝悟君）

8番、佐々木一治議員。

8番（佐々木一治君）

わかりました。そういうことをございますけれども、1年目は1年6カ月、2年7カ月というようなお話ですが、そのADRとの話し合いは年間にはどのぐらいどういう形でやっているのですかということですか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉放射線対策室長。

放射線対策室長（千葉多嘉男君）

直接お会いして説明をするというのは、ちょっと今この場でははっきりとしたことは言えませんが、いずれその申立書をADRに提出して、先ほどもお話しましたが、それに疑義がある場合は質問をいただいて、それに答えていくという形が基本となっております。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

放射能汚染の損害賠償ですから、原因者は東京電力ということではっきりはしているのですよね。ですが、先ほどおっしゃられたように、重点指定地域だから臨時職員も含めて人件費を出して調査業務をしているということについて、環境省になるのでしょうか、多分その重点指定地域なりの部分は。そこら辺、要するに原因者ははっきりしているけれども原因者が払わない、それに基づく原因者が支払わないのに、指定地域にしているがゆえにずっと調査業務をしなければならないという構図になっていると思うのですけれども、それらについて国なり関係省庁にはどの

ような見解をお持ちなのですか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉放射線対策室長。

放射線対策室長（千葉多嘉男君）

東京電力のほうに損害賠償して、先ほどもお話ししましたが、臨時職員の分につきましては認めてもらいまして、職員の人件費については、やっぱり通常業務の一環であるのではないかということで、それは東京電力もADRもそうだと思うのですけれども、なかなか認めてもらえないということではございますが、人件費のうちですね、今回の分につきましては職員が、人件費につきましては最終的には震災復興特別交付税というものがあまして、それで措置されております。ただ、本来東京電力ホールディングスのほうから賠償していただくのが筋でありますので、ADRのほうに申し立てを行っておりますが、今後請求額分が損害賠償されるということであれば、当該損害賠償につきましては震災復興特別交付税を返還するということとなります。人件費につきましては、国のほうの特別交付税で措置されているということでございます。

議長（佐藤孝悟君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決しました。

---

議長（佐藤孝悟君）

日程第9、議案第34号、令和元年度平泉町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

それでは、議案書14ページをお開きいただきたいと思います。

議案第34号、令和元年度平泉町一般会計補正予算（第2号）につきまして補足説明をさせていただきます。

14ページの裏をお開きください。

第1表歳入歳出予算補正の補正額でご説明させていただきますが、款項同額ですので項の補正額で説明をさせていただきます。

はじめに歳入でございます。

1 款町税、2 項固定資産税690万4,000円。これは固定資産税の現年課税分の増額でございます。

10 款地方交付税、1 項地方交付税264万5,000円の減。これは特別交付税の減額でございます。

14 款国庫支出金、2 項国庫補助金1,112万5,000円の減。これには東北観光復興対策交付金1,121万1,000円の減額が含まれております。

15 款県支出金、2 項県補助金75万円。

16 款財産収入、2 項財産売払収入1,016万9,000円、これは高田前工業団地の売払収入の増額でございます。

18 款繰入金、2 項基金繰入金670万6,000円の減。これには財政調整基金繰入金760万6,000円の減額が含まれております。

20 款諸収入、5 項雑入26万8,000円。

21 款町債、1 項町債150万円。これは消防車両購入事業債の増額でございます。

歳入合計補正額88万5,000円の減。

次に、15ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。

1 款議会費、1 項議会費20万9,000円の減。

2 款総務費1,803万2,000円の減、1 項総務管理費1,450万4,000円の減、これには職員給料629万9,000円の減額、地域活力推進費の土木費への組み替えに伴う500万円の減額が含まれております。2 項徴税費346万9,000円の減、3 項戸籍住民基本台帳費2万9,000円、5 項統計調査費8万8,000円の減。

3 款民生費398万5,000円、1 項社会福祉費621万9,000円、これには一関地区広域行政組合負担金383万2,000円が含まれております。2 項児童福祉費223万4,000円の減。

4 款衛生費、1 項保健衛生費234万7,000円の減、これには職員給料、再任用職員分でございます、237万1,000円の減額が含まれております。

6 款農林水産業費、1 項農業費98万1,000円。

7 款商工費、1 項商工費1,379万7,000円の減、これには外国人観光客広域誘致業務委託料510万円の減額、4 市町連携インバウンド推進事業763万9,000円の減額が含まれております。

8 款土木費720万3,000円、1 項土木管理費26万4,000円、2 項道路橋梁費503万3,000円、これには地域活力推進費組み替えに伴う500万円の増額が含まれております。5 項住宅費190万6,000円。

9 款消防費、1 項消防費73万2,000円、これには平泉分署の水槽付ポンプ車購入費445万円の減

額、消防連絡車購入費496万7,000円の増額が含まれております。

10款教育費2,059万9,000円、1項教育総務費93万9,000円、2項小学校費24万1,000円、3項中学校費10万8,000円、4項幼稚園費10万4,000円、5項社会教育費1,920万7,000円、これには給料725万円の増額、職員手当等278万2,000円の増額、共済費268万2,000円の増額、社会教育施設の測量調査設計業務委託料550万円の増額が含まれております。

次に、議案書16ページをお開きください。

第2表継続費でございます。

10款教育費、5項社会教育費、事業名、社会教育施設整備費、総額11億2,959万2,000円。各年度の年割額は令和元年度550万円、令和2年度7,127万2,000円、令和3年度10億5,282万円でございます。

次に、16ページの裏をお開きください。

第3表地方債補正でございます。

起債限度額の変更でございます。消防車両購入事業費の変更前の限度額4,500万円を4,650万円に変更しようとするものでございまして、記載の方法、利率、償還の方法につきましては変更前と同じでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

4番、三枚山でございます。

資料でいうと16ページ、予算書の。継続費、2表について伺います。

金額が決まらないうちに前を進めないという、このDBOという手法ですけれども、一方でこのDBO、初めての事業、こういうやり方ということになります。構想、設計、建設、運営と。これがどこの誰が請け負うのかというのが、それから、どんな建物か全くわからないという、進めないと、金額を決めないと進まない一方で、どこの誰が請け負うかわからないというやり方ですよ。これはこういう方式だといえはそうなのですから。ということで、そういう点では非常に違和感があるといえますか、10億5,200万ですかこれ、決めなくてはならないと。議決を今求められるということなのです。

そこで伺いたいのは、この事業に関しての今後の財政見通しです。いろいろの間、議会にも説明をいただけてきました。そういうことで、当初の見通しとの関係で違いがあるのかということでもあります。今回は建物本体ということになるわけですから。いわゆる維持管理、運営は別になっています。しかし一体のものですからね。そういう点では、その辺はどういうふうになっているのか。

ちなみにこの間、PFIでしたっけか。それだと3.3%が縮減になると。DBOだと6.7%縮減になると。もう少し言わせていただくと、もともこの事業を始めたのは、結局経費節減だということはずっと言っていました。いろんな資料を出されていますけれども。そういうことのかかわりで、大もとのこの事業を進めるということのかかわりがあるので、どうなっているのか伺います。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

全体的な財政計画の見通しというようなことでございますけれども、これにつきましては、当初より実施計画等に盛り込まれた事業というようなことで、ここにきまして若干の事業費等の変更等はございましたけれども、この事業につきましてはの財政計画は財政シミュレーションの中でも随時行ってございますので、この事業を実施するに際しましては、他の事業等にも影響するようなことのないような形での財政繰りはできるものというふうな形で計画を立てているものでございますので、大丈夫でございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

大丈夫かどうかを伺っているわけではありません。よく聞いていただきたいのは、例えば最近の資料だと、用地買収が10%増えている。一方で発掘調査は31%減っています。それから、設計・建設がマイナス3.1%のようです。当局が出した資料ですけれども。そういうふうになっているわけです。その辺で、この先、さらにあるわけですね。維持管理含めると30年間ですか。令和ですね、今。令和33年、平成でいうと63年だそうですね、その辺はどうなのかということを知りたいです。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

今後ですね、これから進めていく中で、事業費の変更等は若干あるものとは認識してございます。その、いずれ事業といたしまして、これにつきましては推進すると、実施するというような方向性は確定しているものでございますので、これを完成までに若干の事業費の差異は出てくることはあるかと思っておりますけれども、これに対応するための財政計画はきちんと立ててまいりますし、その十分な財政を管理をしながら推進していくというふうなところでございますので、ご了解をいただきたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

縮減だ縮減だと最初聞きましたけれども、例えばですね、繰り返しますが、今回は建物だということですが、一体のものなのです。それで維持管理は毎年5,000万ということをやってきました。ところが、今5,676万7,000円だということではないですか。30年たつと2億円になるということで、これは当初より13.5%も増えているわけですよ。という点で、やはりこれは本当に縮減になるのかというのが心配だから言っているわけです。しかもこの間の資料では、これは以前出された資料ですが、初期コスト、施設関係で10%減るのだと、このDBOというやり方は。それから維持管理で15%減ると言っているわけですよ。ただ、人件費は20%も減るわけです。職員も役場から1人派遣というのが多分今の到達点かと思います。それから、図書館は臨時と、今も臨時ですが、この先、請け負うというか管理会社なりが採用してやるということで。これだと、これも21%ほど減って、金額でいうと1,800万円減らせるという、結局人件費だけが減るといふことであれば、新しいそういった管理会社か何かに雇われた人も今より低い賃金で働かざるを得ないということになって、結局人件費だけが減らすという内容ではないかというふうに疑問を持つわけです。そこには2回質問したけれども答えていない。どうなっているか伺います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

公民館、図書館の複合施設の建設ということですし、あとはあわせて多目的ホールの設置ということで、施設的にはその分では拡張した部分も、される部分もあるというようなところでの建設費、それから維持管理費等を見込んで、資料として前にお示しをしたところではありますが、人件費のみということではございませんで、複合で軽減メリットもありますけれども、そういった新たな部分で多目的ホール等では面積が増える部分もございますし、そういった部分で維持管理費等においては当初の見込みより若干増となったという現時点での算定をお示したところでございますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

（「延長、答えていませんけど、延長」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

4回目です。4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

それで結局さっき言ったとおり、縮減だといって増えていると。1年ただただでそのぐらい増えている、13.5%も。今の答弁でも今後もっと増えると。確かにホール機能という今までにない機能があるのはわかっています。ところが、実際はこの先わからないというのが、建物は出ているけれども、その先の維持管理はわからないというのが現実なのです。だから、いろいろ心配して聞いているわけです。

以前にも申したとおり、公民館にせよ図書館にせよ、建設、建てかえが急がれているのは承知しているけれども、私も賛成します。ただ、新しい方式だけに、では先どうなるかわからないという中で、やっぱりそのちゃんとした答弁もないということでは、賛成もしようがないなとい

ったところが率直なところです。この間、今で4回目ですけれども、もう少し明確な答弁はないのですかこの先の見通し。伺います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

従来方式と今回行おうとしているDBO方式での施設整備費については、従来方式に比較して4,800万ほどメリットがある、マイナスになるというようなところで算定をしているところですし、ただ、先ほど申し上げましたとおり、繰り返しになりますが、維持管理についてはどうしてもやっぱり、その複合部分もありますけれども、そういった多目的ホールで増加する面積というか、増える部分はありますので、それを現在計算上見込める数字というか金額にはなるのですが、それで算定をしているというところでございます。

（発言する声あり）

議長（佐藤孝悟君）

ほかにございませんか。

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

7番、升沢です。

今出ました同じことなのですが、継続費についてお伺いをいたします。

予算は単年度が原則であるということが、その中で例外として継続費という大型事業、そういった際に認められているということで、過去にも平泉の中学校建設にもこういう継続費を行ったということはお聞きしております。

今回説明の中に、この3年度にわたって、今回は550万の設計費用だと、そして令和2年は7,127万、それから令和3年度が10億5,200という。ちょっとほかの説明の中にも施設の整備費として10万1,400ほど、それから開館準備費としての1億1,400万というような説明もあるようですが、今回は550万を議決したとして、令和2年のこの7,127万2,000円という、この内訳については、それから令和3年度についての内訳についてはご説明願えるのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

まずはじめに、継続費ということで今、議員のほうからもありましたとおり、会計年度独立の原則の例外として、建設事業などで複数年度にわたって行う事業等について、その経費の総額及び年割額を定めるものとなっております。これについては地方自治法の212条の規定により継続費の設定をお願いしようとするものでございます。

現在進めております社会教育施設の整備につきましては、今年度から令和3年度にわたって設計建設事業を進めるというところで、今年度の550万につきましては、測量調査設計費用を見込んでおります。敷地測量であったり土質調査等で地盤の確認等をする。それから、令和2年度

については実施設計、詳細設計に入っていく。そして令和3年度で建設工事というような流れで、この年割額をお示ししたところでございます。

それで、これにつきましては継続費ということで、同一事業で複数年度にわたる場合には例外的に継続費の設定ということでお願いしようとするものでございますので、そのところは理解をお願いしたいというふうに思いますし、年割についても、現在見込める今年度の事業費、これをもとに民間事業者の募集、協議をして募集をして審査、選定をしていくという流れになりますので、今回この、将来、令和2年度、令和3年度にわたって予算の担保がないと、民間事業者の募集もできないということから、継続費の設定を行おうとしているものでございますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

今お聞きしたのは、今年度の分として550万、そして来年度の7,000万何がしというところを、今回は一括して議決するわけですね。もちろん、5年以内であればそのように継続費はできるということなのですが、来年度の部分のところもまた新たに内訳という形で計上はされる、なのでしょうけれども、今ここで議決をするに際して、来年度の分のこの金額の内訳、概略と申しますか、そういったところもわからないままに議決するというところにちょっと違和感がありましたので、その7,200万、あるいは令和3年度の10億というところの大体の概略と申しますか、そういうところがわかればお知らせ願いたいと思います。

それから、3年度にわたってこの事業を行うに当たり、その限度額というところを超えない事業を行っていくのか、そして、もしそこに到達しない場合の残りの残額はどのような形で次年度に入っていくのかということも含めて、お知らせ願いたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

まずもって、令和2年度で今見込んでいる7,127万2,000円につきましては、基本的には設計費用になるのだろうというふうに見込んでおります。それから、令和3年度は工事費になるのかなど。それで、準備費ということで備品等も入った金額にはなるかと思いますが、そういった年割を考えているところです。

それから、総額を明示して、この事業として11億2,959万2,000円を継続費として設定をして、3年間でこの事業、この金額の範囲内で事業をしていこうという考えでございます。それから、繰り越しというか、年割を定めて事業を進めていきますけれども、もし繰り越しというか、当初の設定金額に達しない場合等については、翌年度に継続費の通次繰り越し、最終年度に精算するような形での手法になるというふうに認識しているところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

今その提示した額で事業者を募集しているところでしょうから、その額で応じてくれる事業者ということだと思うのですが、その金額内で応じてくれるという事業者が限定になるわけですね。

それから、来年度以降、この金額配分された金額については、義務的経費の中に計上されて、今回議決してしまえば議員がそれを修正したいとかそういうことはできないというふうに解釈しておりますが、それはいわゆる経常経費として入ってくるものだと思うのですが、そういう意味でいえば、特にここ2年、3年のうちに経常収支の比率といいますか、特に令和3年度につきましては多額の10億、昨年3月議会のところでも示されたように、そういう年度の多額の出費というのは伺っておりますけれども、義務的経費として計上されていた場合の経常収支、その比率、かなり硬直した財政運営になるのではないかなという予測もするところですが、このことについてはどうのお考えをお持ちか伺いたしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

この社会教育施設事業を実施している間につきましては、議員ご指摘のとおり、経常収支比率については、今までの率よりはもちろん高くなるというところでございます。いずれ経常収支比率についての明確な望ましい率というのは、類似団体等と比較してどうあるかと、あるべきかというところが比較材料になるようでございますので、それらを検討しながらということにはなりますけれども、いずれこの計画している事業については、完成までは引き続き実施すべきものではありませんので、一時的に経常収支比率は高くなりますけれども、それ以後の、それ以降の年度におきましての投資的事業等々に対してのある程度の粛正なり何なりというものは必要になるものではあるかなと思っておりますけれども、将来的な形の財政運営も含めまして、そのような形のものについては正常になるような形で、もちろん努めていかなければならないというふうには思っているところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

ほかにございませんか。

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

4点お伺いします。

1つは、先ほど同僚議員も話していますが、いわゆる単年度原則に基づく、合理的な継続費とする理由というものをこの場できちんと示す必要があるだろうと。残念ながら今までの答弁を伺っていますとですね、合理的な理由というものには私は聞き取れない。それが1つ。

2つ目。議会との社会教育施設建設をめぐるさまざまな議論がありました。大きなものは昨年の3月会議でのアドバイザー委託料の当初予算の否決と、この議論を通じて行政側はです

ね、議会と町民に対する説明責任をしっかりと果たすということを約束されたのです。しかし残念ながら、その約束がほごにされているのではないかというふうに思います。

3つ目、指定管理料や整備の進め方、特にも設計内容もまだ示されていない。したがって、具体的な建設そのものも私どもは見ることはできないと、こういう状況になっているわけですね。さらには、完成後のこの施設の維持管理にかかわる指定管理料についても、当初予定金額を上回ってきているわけですよ。つまり、ゼロから十までのしっかりとした構想ができていないということだと思っております。

そこで、先ほどの次長の答弁を伺いますとね、4つ目に伺うのですが、予算の担保がないと事業者の選定ができないと言われた。DBO方式とはそういうものなのですか。違うではないですか。少なくとも、皆さんがこのDBO方式で社会教育施設を建設するというのを議会に示したときには、言われている総枠の予算を含めた基本構想があったのです。その基本構想に基づいてそれを引き受ける事業者が選定されるのだと言っている。予算の問題ではないのです。

したがってですね、私はこの継続費の扱いについては賛成することはできません。以上4点についてお答え願いたい。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

1つ目につきまして、継続費の考え方ですけれども、若干ちょっとご説明が足りなかったかもしれませんが、基本的にこのDBO方式は、設計、建設、あと運営まで含めて一つの事業者に委託するということになりますので、これ、今現在からもう設計の募集を始めるということになりますので、募集、建設、運営の費用が盛り込まれる必要があるということで、このたび3年間の継続費をお願いしたというところでございます。ですから、このたび申し込んでくる事業者につきましては、この3年間の継続費を見て、この中で行うという形で考えてくると。ただ、この3年間の部分につきまして言いますと、当然のことながら、3年間一銭も払わないでやっていくというわけにはいきませんので、それ相応の事業に見合った分を3年間で払っていくという形で、継続費として計上させていただいたというところでございます。

あと、先ほど2点目としまして、住民に細かく説明していく、議会にも説明していくという部分に関しまして、約束のほごではないかという話ございましたけれども、その辺について説明不足のところがあったかもしれません。維持管理費につきまして、当初5,000万として見込んでおりましたが、このたび若干増えているということにつきましては、その当初考えていなかった長島公民館の維持管理費というものを盛り込んでおるために、その分の年間の維持管理費が増えておるとい部分もでございます。それ以外で若干の部分もあろうかと思いますが、その詳細につきましては、あと教育委員会のほうでお答えいただけるかとは思いますが、あと、用地買収費についても増えているというご指摘ございましたが、これは検討の過程で、南側の部分につきまして、町道と接続したほうがいいのかという検討になりまして、若干1筆増えていることによって若干増えておるといこととでございます。

それで、3つ目の指定管理料、DBOという方式につきましては、今、1つ目と2つ目でお答えしたところで重複するかなというふうには思っております。

それとあともう一つ、ちょっと説明不足だったかなという部分では、この継続費と用地買収費につきましては、今回継続費につきましてはこのとおりになっておりますが、用地取得費に関しましては、今年度新年度予算に既に計上しております。それで、面積がほぼ5,000平方メートルほどになっておりまして、1億円ほどの予算を見込んでいるところでございますが、このたびの予算計上では6,300万円ほど、400万円弱になっておりますが、これはちょっと用地交渉の過程で売却したいという地権者の方と、あとそれ以外に賃貸でもいいという方もいらっしゃるしまして、ちょっと用地交渉の流れが不透明な部分ございまして、売ってもいいという方の分を計上させていただきまして、それ以外の部分に関しましては基金によって今年度買収してまいりたいというふうに思っておるというところでございます。

私からは以上でございます。

議 長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

維持管理費の部分の当初に比較して増額になるというお話ですけれども、一番大きなところとか、まず長島公民館の維持管理運営費の部分の追加、それから、あと中身的には、図書館休館日の変更、現在月曜休館なのですが、それも月曜日もあけられないかというような検討、それから、公民館、図書館の人件費の算出のあり方ですね、報酬掛ける人数で見ておったものを時間給掛ける時間というようなことで、より細かく精査をしたというところ、それから、図書館情報登録利用料、システムリース料等の追加がありまして、増加になったということでございます。

議 長（佐藤孝悟君）

ここで休憩をいたします。

---

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

---

議 長（佐藤孝悟君）

再開をいたします。

先ほど升沢議員からの質問がございましたが、総務課長からの発言の申し出がありましたので、これを許可します。

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

先ほどの升沢議員からのご質問の中の、経常収支比率の問題がございました。今ご審議いただいている案件につきましては、これは経常経費ではございませんので、投資的経費でございますので、これにつきましては経常収支比率に関係するものではございませんので、訂正をさせてい

ただきたいと思います。大変申しわけございませんでした。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

先ほどの質問に対しまして、再度答弁をさせていただきたいというふうに思います。

まずはじめに、維持管理費の増額の部分でございます。これにつきましては、ちょっと繰り返しのようになりますが、事業対象地面積が400平米ほど、南側の用地の拡充に伴いまして増加しているということが1つあります。それから、今後につきましては消費税が8%から10%の増があります。それから、先ほどお話ししました維持管理の長島公民館分、これについても当初入っていなかったということでの追加ということになります。

それから、運営費については、図書館の月曜休館を廃止というようなところで、人件費の増額等々があったというところがございます。

それから、高橋伸二議員からの質問で、1点目、単年度原則、継続費の合理的な理由ということでございますが、今回の設計建設の一括事業で3年間の事業でございますので、まさにこれは継続費でお願いしなければならない事業であるというふうに認識しております。

それから、2点目の説明責任とのお話でございましたが、こちらといたしましては、各種懇談会、説明会等を重ねまして、さらにワークショップ等々で地域の皆さんの声を聞きながらやってきているところですし、今後も地域懇談会等によりまして引き続き説明責任を果たしながら、町民の皆さんの声を聞きながら事業を推進してまいります。

それから、指定管理の設計内容を示されていないのではないかというところがございます。これにつきましても、ワークショップ等で住民の皆様からの意見等々を踏まえて、管理料のちょっと上積みというところになっているというふうに思っておりますが、機会を捉えまして丁寧な説明をしながら継続していきたいというふうに思います。

それから、4点目の予算の担保ないと募集できないというところ、事業者募集ができないとお話ししたところですが、これにつきましては、PFI法に準じたDBO方式の今回の事業方式においては、まさに予算を担保しないと募集できないと、業者募集できないというところがありますので、それについては予算の明示した上で募集をかけていくと。

なお、これにつきましては、基本的には事業費の上限額というふうに理解していただきたいというふうに思いますし、社会情勢等で急激な変化等があれば必ずしもそのとおり、あとは募集提案、民間の提案によって変動で、そのことで提案によって増加するということはない、社会情勢変動等でどうしてもやむを得ない情勢がない限りは、これが基本的には上限値というような考え方になります。

それから、継続費につきましては、総事業費を明示して年度割額で提案をさせていただいておりますが、基本的に毎年度、各年度ごとに事業内容をお知らせしながら、予算議決をいただきながら執行していくことには変わりありませんので、そこはご理解をお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

継続費としたことの正当性を述べられているというふうに思うのですが、私は逆の立場から継続費としなくても対応できるのではないかとことを思うのです。それは、きょうの午前中の皆さんの答弁を聞いていてそう思うのです。

1つはですね、要求水準書の公表を行いましたね。そして、業者とのレクチャーといいますか、説明を行いましたよね、その中でQアンドAが行われて考え方が示されて、そのことを受けて業者は、自分が名乗り出られるかどうかということの判断をするわけですよね。そして、その延長線上に、12月には受注業者との基本協定を締結するという事になっているわけですよ。そうですね。

そうすると、基本協定を締結をするということは、受注される業者が13億なのか、11億なのか、金額は別問題にしてですよ、いわゆる要求水準書なり、皆さんが今まで我々に示してきた総枠予算の中での建設というものを受任をしているということではないですか。受け入れているということではないですか、協定を締結するという事は。仮に今次長が答弁されたようにですね、3年間の一括事業なので継続費でしかできないというふうに言われましたけれども、これも後でちょっと反論しますがね、12月に締結をしようとしている基本協定書の中になぜそれを盛り込めないのですか。あるいは協定附属覚書をつくって、町とすればね、発注側の町とすれば、それぞれ令和元年、2年、3年、これぐらいの金額をお支払いしますよということが対応可能ではないかと思うのですがいかがですか。

2つ目。なぜ対応可能か。それは午前中の答弁の中で総務課長が答えられました。いわゆるこの社会教育施設の建設に伴う総枠をもとにした財政計画、そしてシミュレーションをつくるのだと、このように述べられているわけです。ということは、それぞれ令和2年だろうが令和3年であろうがですね、そのシミュレーションに基づいて予算措置ができるということですよ。だから、継続費にあえてする必要はないというふうに思うのです。

なぜここにこだわるかといいますとですね、少なくとも審議委員会でしたっけか、この社会教育施設をつくるに当たっての町民などを交えた話し合いが行われていますよね。さきの一般質疑でも同僚議員から、出された意見の反映という点で議論がされていますが、いわゆる建設されようとしている社会教育施設の具体的な建物の内容も設計図も何も見ない中で、10億5,200万円もの金額を含めて、我々に議決をしろということ求めてくるほうが無理難題ではないですか。それに対して先ほど次長はこういうふうに言った。社会情勢の急激な変化などがあった場合は、この金額変わるのだと言った。私はその言葉を聞いてね、今の政府の言い分と全く同じだと思うの。10月に予定している消費税の10%の引き上げ、あのリーマンショックのようなことがあれば上げないと言ったのと同じことですよこれ、言葉違うけど。言わんとしていることは。だから、もっともっとならね、議会も町民もこれぐらいの大きな投資をすることに対して、検討できる、審議

できる、そういう材料を提供すべきですよ。そういうこともしておかないでこれをやる、継続費として処理をしるというのはですね、どだい無理がある。

そこで伺いたいのは、3年間の一括事業なので継続費でしかできないと言われたけれども、午前中の総務課長の答弁をひもとくまでもなくですね、継続費としなくても単年度予算で措置できる、そういう計画、シミュレーションがあるというのだから。なぜそのことをもってして受注業者、受けようとする業者に理解を求めることができないのですか。

以上。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

要求水準書案は公表しておりました。6月末に要求水準書として今後公表予定でございます。そのときに、その時点ではこの事業費の総額、今回議決をお願いしている継続費の事業でもって、設計建設費の事業費は予算としてこれぐらいを見込んでおりますというのを提示した上で、事業者募集に入っていくという流れになりますので、どちらが先かと言われる議論があるかと思いますが、一定の予算規模、そのほか、要求水準書では細かくうたっている部分がありますが、肝心の発注者側としての予算規模、予算額、これを明示しないと提案する側もどういった提案ができるかということになりますので、ここは明示しなければならないということで、その裏づけとして継続費の設定をお願いしているというものですので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

もう一つのほうで、議員おっしゃるように、単年度の予算で、ではいいのではないかというご質問に対してですけれども、継続費自体は、これ3年間の予算というのを保証するような形で出しますが、単年度単年度でも予算計上は当然していきます。この額を。ですが、議員おっしゃるように、単年度の予算として計上するということできるということはそのとおりですが、その額を保証するということではできませんので、このたび3年間でこういう予算を継続費としていただきまして、2年目に関しましてはきょう提示したような形で、2年目はこの予算額を予算計上して皆さんに審議いただくという形のものでございます。これによりまして、先ほど教育次長申し上げたとおりですが、提案してくる事業者とすれば、3年間の予算というものがこういうふうに計上されてくるのだという保証になりますので、それを担保として、このたびその3年間行う設計建設の提案をするというふうになるかというふうに思っています。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

どうも私はね、理解できない。6月末に希望する事業者に、予算としてこの程度を見込んでい

ますよというふうに提示をしなければいけないと。このように答えられました。予算を見込んであるということを提示をしなければならぬから継続費とすると。これは継続費の位置づけからいつの合理性に欠ける、あるいは整合性に欠けるというふうに私は思います。なぜならばですね、今まで議会に示してきたですよ、総枠の予算の中でこれぐらいのものをつくるのだということ、受注を希望する業者側は受け入れてやるわけですよ。そのことと、継続費とすることの整合性は私は見出すことができない。このように考えます。

それから、まちづくり推進課長がおっしゃいましたけれどもね、単年度で計上することはできるけれども、額、いわゆる総額ですよこれね、額を担保することができないと言われた。何のために受注業者と12月に基本協定を締結をするのですか。そもそも締結をしようとしている基本協定の趣旨目的が別のところにあるとすればですよ、先ほども言いましたように、協定の附属覚書とか、そういうものをきちっとつくり上げて担保にしたらいいではないですか、可能ではないですか。私はそのように思うのですがいかがですか。

議長（佐藤孝悟君）

齋藤副町長。

副町長（齋藤清壽君）

継続費の関係ですけれども、今までお話ししたとおりなのですが、継続費でお願いしたという例は、前にもこれは、当然1年でできる事業であればそうなのですけれども、今回、前も中学校の建設とか、そういう大きなものを建てる時は1年ではなかなか完成までいけないというようなことで、ちょっとそのときは、契約して、たしか総額を契約してからの継続費というような、支払いの割り振りをやるような継続費の使い方、いろんなやり方あると思うのですけれども、いずれ今回の事業は、設計と建設、この建物分だけの総額をまず、この予算を確保していますので、確保といいますか、担保するので、設計、建設の部分で提案を、どういう内容で、できるかできないかも含めて事業主に提案してくれという、いわゆるこの6月に議決が必要だという、継続費の議決が必要だというのは、6月過ぎましたら要求水準書なり募集要項を公表しようと思っているわけなので。そのときに、先ほど来言っていたその担保が必要だということで、全体予算額はこうだというような中で、どうぞ提案してくださいと。こういう内容で提案してくれと。中身も何も皆、事業者のほうでこれから考えるということになるわけです。その事業内容も1年では到底、設計から建設までですから、一連の工程が決まらないと、2カ年はかかると、ことしから始めれば3カ年かかる。そういうような内容の事業です。ですから継続費でお願いしているということに、まずなるわけですね。ご承知のとおりですけれども。

そして、この提案書を見て、募集要項を見て、9月までには提案してくるわけですね。その時点でどういうような内容になるか、それは民間の事業者の、手を挙げる企業のいろんな考えが含まれた提案になるわけなので。それらを今度審査していくと。その提案書の中身なり形なり全て審査して、何事業所あるかどうかあれなので。その中で一番の優先的にこの事業者と交渉しましょうという、優先交渉権者をまず決めて、その後12月でその優先交渉権者との契約ですね、先ほど言った契約を12月に結びたい。そのときにはまた12月議会にその提案

をして契約を締結しようという、この前の説明と同じになるわけですが、そういう段取りでいるわけなので、どうしても6月に議決はいただかないと、前にまた進まないということになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そして12月議会に予定しているのは、その事業者との契約と、それから、あとその後の指定管理者の要綱、それらも、要綱なり、その相手方も一緒に提案したいと。12月にですね。そういうふうを考えているところでございます。

それから、これは確認ですけれども、総額で11億2,900万だという額で継続費を計上しておりますけれども、この額はまず上限の額だということで示しています。だからこれ以内で事業者、参加する事業者は提案してくるものということでございます。

いずれそういうことでございますので、よろしくご理解をいただきたいというふうに思ひます。

議長（佐藤孝悟君）

そのほか。4回目です。ではどうぞ。6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

議長ありがとうございます。どうしてもですね、理解に至りませんので、疑問だけを投げかけさせてもらいます。

今の副町長の答弁であればですね、令和2年までの継続費で対応は可能であるというふうに思ひます。いわゆる設計をつくって、そして優先交渉権者に選定をされて、そこで設計をされた内容が次の段階につながっていくわけですから、そうすると令和3年までの継続というのはあえてここでやる必要はないのではないかとこの疑問を投げかけておきたい。以上。

議長（佐藤孝悟君）

答弁は要りませんね。

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

22ページにあります観光振興費、これ減額が、外国人観光広域誘致業務委託料減額になっていますし、4市町村連携インバウンド推進事業も減額になっております。これらの事情をお聞かせ願ひたいと思ひますし、23ページの裏になりますが、消防車両、平泉分署の水槽付ポンプ車購入費、減額になっている445万、これはわかるのですが、消防連絡車購入費、さもその減額になった部分で購入するような、補正に出てきている事情をお知らせ願ひたい。

あともう1件がですね、確認なのですが、介護費用がたしか、20ページの裏に、この時期でよかつたのか、負担金が出ていますが、これはこの時期で請求が正解なのか、補正で出てきた意味をお知らせ願ひます。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

22ページの7款1項4目の13節の委託料のところの、3項目のところ、1,325万1,000円の減額をしてありますが、これは17ページのところにあります14款2項4目のところ、商工費国庫補助

金の東北観光復興対策交付金1,121万1,000円に関係しておりますが、この事業については、ここでお示ししているように東北観光復興対策交付金に係る事業でございます。関係自治体と連携をして事業を推進しようということで、新年度予算に3月議会でご審議をいただき可決をいただきました。その後、4月8日付で東北運輸局の観光部長名で、県を通じて内示をいただきましたところ、一部花巻等の奥州市、平泉の4市町連携の分の81万円と、あとそれから、一関・平泉版DMOに係る地域づくり事業の28万5,000円は採択されたところでございますが、そのほかの部分については採択ならずということで、この事業は8割の補助ということで、あと残りは地方交付税に算定されるという事業でございます。歳入が断ち切られたということは事業が実施できないというようなことになりまして、今回6月議会で減額をさせていただいたということでございます。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

議案書23ページの裏の9款消防費、1項消防費、2目消防施設費の消防連絡車、備品購入費の中の消防連絡車購入費496万7,000円でございます。これにつきましては、消防の現場パトロール並びに事務連絡等に使用してございます、俗に言う赤い車でございます、赤車でございますけれども、これが経過年数22年経過してございまして、かなり老朽化しているというようなこともございますので、今回予算計上させていただきまして、新たに購入をしたいというふうにするものがございます。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

20ページの裏の3、老人福祉費、19、負担金補助及び交付金の一関広域行政組合負担金の介護保険分の増額につきましては、介護保険法の改正に伴いまして、消費税及び地方消費税の引き上げによる増収分を財源とする、所得の低い市町村民税世帯への保険料の引き下げを行うということでの今回の補正を行うもので、第1段階から第3段階まで被保険者の保険料の引き下げを行うものとなるものであります。全体では11段階ありますが、その中で1から3の市町村民税の非課税の方の保険料を引き下げるということでの対応になっております。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

そうしますと、外国人関係、インバウンドも含めてですが、これらの事業の見直しが必要になってくると思うのですが、そこら辺は、予算がない部分では全て計画していたのはやらないということなのか、今後のどういう方針でいかれるのかお聞きしたいと思います。

それと、ここで消防連絡車、22年経過しているのはわかるのですが、古い車両も結構あったと

認識はしているのですが、これは水槽付ポンプ車の入札価格の減額を当てにしてこれをしたというふうにはしか見えないのですが、それでよろしいのかどうか。当初予算でなぜ出てこなくてここに出てきたかという、これらの入札減による部分に目的としたのではないかという疑いの眼がありますので、そこら辺はどのような事情なのかお知らせ願いたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

予定していた外国人観光客の対応策ということでご質問をいただきました。

先ほどご説明いたしましたように、交付金につきましては、若干100万ぐらいの予算はついておりますので、DMOと関係市町村と連携して、その部分については推進してまいりたいと思います。あわせて、平泉観光推進実行委員会のほうに補助金ということで出しております事業の中にも、これは中尊寺、毛越寺、観光協会、それから商工会と一緒に事業を推進していく事業ですが、その中でもインバウンドの事業は若干組んでおりますので、その中で事業を展開してまいりたいと思います。

あわせて、今、東北観光復興対策交付金の第2次募集が今参っておりますので、関係市町村と連携をしながら、出せるものがあるか検討をしているところでございます。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

予算計上につきまして、水槽付ポンプ車の入札減が出たのでというようなことのご指摘でございますけれども、これにつきましては当初予算でも要求したところではございましたけれども、当初予算につきましては計上することがかなわなかったというようなことで、今回改めて補正をさせていただいたところでございます。いずれ7人乗り、消防団幹部、それから、定員を7人乗り以上というふうな定員の中でのワンボックスタイプの車を購入したいというようなことで、それから防災無線等の組みかえ等々の費用も含めますし、それから塗装と、ぎ装費用も含めまして、このような高額にはなっておりますけれども、そのような内容での今回補正予算の提案をさせていただいたところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

ほかにございませんか。

2番、高橋拓生議員。

2番（高橋拓生君）

19ページの6目企画費の19節、100万円の移住支援金についてお聞きしたいと思います。

続きまして、22ページ裏の8款土木費、2目道路維持費の中での町道補修工事費の500万円ということについてお聞きしたいと思います。

最後に、25ページ裏の7目社会教育施設整備費の13節委託料の550万の測量調査業務委託料、

この内容についてお聞きしたいと思います。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

19ページ、企画費の移住支援金についてご説明申し上げます。

これは、このたび国のほうで東京一極集中をなくそうと、地方創生という形で各事業に取り組んできたわけですが、東京一極集中がやまなかったということで、このたび国のほうで首都圏からの移住する方について、世帯で移住してきた場合には100万円、個人で移住してきた場合には60万円を上限として交付するという新事業をつくりまして、このたび国のほうから予算計上するようというところで、したところでございます。

この100万円の内訳に関しましては、国から半分の50万円、あと25万円が県、それと地元負担が25万という形になっておりますが、収入のほうでは75万円が県から来る形になっております。これは国の国庫補助金が県を通して町に来るためにそのような形になっておるということでございます。

ただ、今でも、これは県のほうの交付要綱等がまだ整っていませんが、予算計上はしてほしいという国のほうの指導により、このたび予算計上したところでございます。県の補助要綱等の整備に伴いまして、町としても要綱等を整備してまいりたいというふうに考えております。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

22ページ裏の土木費の道路橋梁費の道路維持費の500万円の増額でございます。これにつきましては、地域課題事業に対応するための担当課への組み替え予算でございまして、具体的には、9区三日町地区地内の排水路の設置工事、それから花立地内、花立ため池でございますけれども、花立ため池からの余水吐以下の流末水路が土側溝になってございます。それで、常にぬかるんだ状態になってございますので、そのぬかるんだ状態を解消するためにコンクリート側溝に入れかえるというものでございます。それから、もう1カ所が、17区地内の砂利道に敷設してございます横断側溝の段差が目立ってきましたので、その段差を解消するための対応の維持補修の工事、3カ所分でございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

25ページ裏の教育費、5項社会教育費の7目社会教育施設整備費の13節委託料550万円ですが、これにつきましては、継続費と絡んでおりますが、社会教育施設整備にかかわる敷地の測量、それから土質調査の業務委託料として550万円を計上させていただきました。よろしくお願いま

す。

議長（佐藤孝悟君）

よろしいですか。

そのほかございませんですか。

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

11番、寺崎です。

収入のところの18ページになります。雑収入で26万8,000円、教育課程研究指定校事業委託金となっていますが、この詳細についてお伺いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

雑入の26万8,000円の件ですね、これにつきましては、教育課程研究指定校事業ということで、平泉町内の学校が、年度途中ではありましたが、指定研究校に指定を受けるというか、そういう事業の採択になったというところで、雑入で26万8,000円を委託金として受け入れるというところですし、事業内容としましては、教育振興費のほうで先生方の研修であったり、事務用品等々、この指定研究にかかわる諸費用、それから印刷製本費等を計上したものであるというふうになっております。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

そうすると、これも継続していたということになるのですか。それとか、私の認識があれなのでしょうが、教育課程の指定校になると、教科ごとだったり、小学校だったり中学校ということに、もっと具体的なことになってくるのだと思うのですが、その辺のところと、あとは今、教育次長が話したことが合致すると、私の質問に答えられるかなと思います。お願いします。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

単年度でございます。今年度に入りましてから、県教委のほうから、中学校数学の研究を、文科省のほうで全国各地にやってみないかという、指定を受けてみないかというふうなお声がけがありまして、平泉町にどうですかというふうなことで受けました。それで、数学の先生を例えば京都、函館等に派遣をして研修をしてもらいながら、最終的には平泉中学校で、数学1教科だけでありますけれども、管内の先生たちに集まっていただいて、文科省からも担当官が来て指導、授業を見て指導していただくという、そういうような大変ありがたいお声がけがありまして、そういったことでお金もついたという形で動くということになっておりますので、これは今年度だけというふうな限定でありますけれども、そんなふうにして指導力向上を目指すというふうな意

味合いというふうな形で受けとめていただければと思います。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

1 1番（寺崎敏子君）

本当にいい研究で、先生方も生徒たちも張り切ってもらえれば一番いいところですが、数学ではなくて国語だったらもっとよかったなど、私個人的に思っておりますが、ぜひそういう、またおいしい指定校というときには、選んでもいいですので、ぜひとも国語のほうを、現代国語のほうをお願いしたいなど、お願いのことで質問ではないのですけれども、どうぞいい研修をしていい子供たちの教育に反映していただきたいなと思います。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

3番、阿部圭二議員。

3番（阿部圭二君）

3番、阿部圭二です。

21ページの4目児童福祉施設費の中の15節工事請負費の、平泉保育所玄関前ポーチ修繕工事費の部分のちょっと説明をお願いします。気にしていなかったのですけれども。

それから、25ページ裏、6目世界遺産登録推進費の12節役務費、翻訳料の部分というのは、これは遺産にかかわる、関するものなのでしょうか、ちょっとお聞きします。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

それでは、最初に21ページの3款2項4目の児童福祉施設費の15節工事請負費40万7,000円、平泉保育所玄関前ポーチ修繕工事、これにつきましては、平泉保育所の玄関前の舗装はインターロッキングで舗装してございますけれども、インターロッキング舗装が中央部が陥没してきまして、非常に危険な状態でございますし、それから、雨等が降った場合に水たまりができるというような状況でございます。それに加えて、そのインターロッキングで押さえておりました柱がございまして、その柱につきましても、ちょっと下が空間ができるような状況になってきましたので、ここの辺を補修するための費用でございます。

議長（佐藤孝悟君）

千葉世界遺産推進室長。

世界遺産推進室長（千葉登君）

議案書25ページ裏、6目世界遺産登録推進費、12節役務費、翻訳料の内容についてご説明いたします。

議員ご承知のとおり、平泉の文化遺産が世界遺産に登録された際、ユネスコ世界遺産委員会において、保存管理に関して幾つかの指摘及び勧告がされたところでございます。その中で、中尊

寺大池及び無量光院跡の発掘調査及び整備について、世界遺産条約履行のための作業指針第172項に基づき、イコモスによる評価及び世界遺産委員会による審査のための計画書を世界遺産センターに提出するよう決議されたところであり、これに従いまして、平成28年に計画書の提出を行っておりましたが、その後、審査及び指摘事項が出されまして、それに留意した計画書の再提出が求められているところでございます。

現在、文化庁と計画書の内容について協議しており、確定次第、英語版を作成し、世界遺産センターに計画書を提出することとなります。その英語版を作成するために翻訳が必要となることから、今回の翻訳料を予算計上したところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まずは原案に反対の発言を許します。

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

議案第34号、令和元年度平泉町一般会計補正予算（第2号）について、反対の立場から討論をいたします。

補正全体については賛成できるものと考えています。この間の討論の中でも深められました。

特に継続費の関係でありました。反対の理由は、DBO方式の導入の大きな理由は経費の縮減でありました。ところが、討論でも明らかになったように、1年足らずで維持管理費については13.5%も増えました。予定より増えたり減ったりということは多少あることは否定するものでもありません。質疑の中で増えた理由も述べられました。1点だけ言えば、消費税の10%増税というのは当初からわかっていた問題でありますから、その辺を理由に上げるのもいかなものかとも質疑の中で感じたわけであり、まずそうした上で、縮減効果そのものが揺らいでいるというのがまず1点であります。

そういう中で、2点目には継続費という提案が、構想、設計、そして建設に至るまで、どこの誰かが請け負うかもどんな内容かもわからないままでの賛成はできないということであり、質疑の中で、12月には業者などの選定もされるということになりますから、その時点でも間に合う部分もあるというのも討論の中で明らかとなったところであり、

以上のことで、重ねてこの社会教育施設の建設については誰もが願っているものであり、私も急ぐべきだと思います。そもそもが平成でいうと33年度、令和3年開館というところでお尻を切っているところに全ての問題があり、こうした議会に対しての説明不足も生じているものだと思います。以上のことを述べて、この一般会計補正予算に対して反対するものであり、議員各位の

賛同を求めて討論いたします。

議長（佐藤孝悟君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

9番、佐々木雄一です。

今次補正予算は、幾多の項目にもわたっておりますが、先ほど反対理由を述べられた部分からしますと、社会教育施設の関係で継続費にすることの是非で反対のようでございますけれども、これらについては、DBO方式で一括アドバイザリー契約を行った事業者がその予算を確定した中で事業者を募集して進める事業であり、それらの予算を担保する意味でも、本議決によってこの事業が進むものと考えます。

また、社会教育施設で費用が膨らむのではないかというご心配もされておるようでございますが、検討の中で事業面積を、南側増設を議会も含めて検討して、今後の使い勝手がいいようにするための面積の増であり、また運営費の中では、図書館においては毎週月曜日休んでいたものが休みがなくなるということでの増額等、また消費税が10月から8%から10%になる、また長島公民館の管理運営を任せる等の要因があり、これらについて最大限の金額ということであり、継続費にすることは何ら支障がないものと考えておりますし、本予算は賛成するものであります。よろしく願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

次に、原案に反対の発言を許します。

（「進行」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

（「進行」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

それでは、これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（佐藤孝悟君）

起立多数でございます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決しました。

---

議長（佐藤孝悟君）

日程第10、議案第35号、財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

議案書その2の1ページをお開きください。

議案第35号、財産の取得に関し議決を求めることについての補足説明をさせていただきます。

教職員用の校務パソコンにつきましては、老朽化に伴い、平成26年度において校務の効率化を目的に更新したところでありますが、今年度におきましては、マイクロソフトによるWindows 7のサポート期間終了に伴い、現在使用している平泉町立小中学校教職員用校務システムを更新し、情報セキュリティの確保を図ることを目的に整備するものでございます。

それでは、参考資料の、1枚ものですので、議案第35号参考資料をご覧ください。

このたび予定しております整備の内容ですが、1、教職員用校務パソコンシステム購入一覧にお示ししているように、ノートパソコンにつきましては平泉小学校27台、長島小学校16台、平泉中学校20台の計63台、アプリケーションサーバーパソコン、バックアップ用ハードディスクドライブ、プリンターについては各学校1台ずつの配備を含め、記載の内容で整備を予定しております。

また、2の校務用ソフトの主な機能としては、各教職員が日常の児童生徒の授業や指導に必要な名簿情報管理、出欠席情報管理、成績処理、通知表作成など、記載の処理ができる教育ソフトとなっております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

先ほどは庁舎内のパソコンの関係で議決したところでございますが、今回の教育委員会の教職員用パソコンについては、余りにも高額なものを求めているのではないかというふうに思われますが、これらはどのような基準で、たしかノートパソコンだから高いのだということだと思われまますけれども、ノートパソコンにした意味と、これだけ高額な機器でなければこれらの職員の名簿管理情報とか出席情報管理、これらの校務ソフトが動かないのかどうか、それらをお知らせ願います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

まず、ノートパソコンにした理由につきましては、職員室とそれから各教室での利用等も考慮しての、移動が可能ということが一番だと思います。それでノートパソコンを選定しております。これまでもノートパソコンで対応してきたところでありますし、それはやっぱり、事務職員であ

れば机、デスクでの仕事ということになります。教職員の場合は教室と職員室を往復というようにありますので、それはやっぱり利便性を図るのが必要だろうというふうに判断をしたところでございます。

それから、校務用ソフトでございますが、これにつきましても、やっぱり成績処理、出欠簿の管理とかもろもろ、教職員の働き方改革等も叫ばれている中で、その利便性というか、やっぱりそれがあると効率は上がって、その分を指導のほうに注げるといようなお話もいただいているところでございますので、引き続きこのソフトは導入をしたところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

9 番、佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

今回はサーバーソフトまで変えていますね。これはどういうことなのか。ようするにシステムが Windows 7 のサーバーを使っていたということなのか。パソコンはわかるのですが、サーバーもこの際変えた理由ですね。

それと、ノートパソコンで教室と職員室両方で使う、それはわかるのですが、その使用実態について調べたことはございますか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

サーバーの部分につきましては、教育委員会のところで管理していて、教職員用の部分を分けてと、役場の分と分けてというようところでサーバー管理しているので、その部分の更新も今回行ったということですし、ノートパソコンの使用実態、具体的に調査したところでのデータとかは持っておりません。

議長（佐藤孝悟君）

9 番、佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

役場にあるサーバー室で小学校ごとにそれぞれサーバーをラックでそれぞれ持っているということですか。これ、数量 1 ずつ 3 つも要求しているのですが。役場でのサーバーで管理するとすれば 1 つで済むように、この人数分ぐらいだったらできるというふうに感じます。

いずれ教育費、教育と安全は金に糸目をつけないでやる傾向にございますが、それとて限度があると私は思います。消防ポンプ車もそうですし、いずれそれらを随時検討、常にですね、検討していかないと、企業ではないからコストパフォーマンスは求めないでしょうけれども、予算がありますから、いずれ当町の教育費は、うなぎ登りまではいかなくても増額傾向にあることは言うまでもないのですが、そこら辺の認識も持った上で、そのサーバー室で管理しているのであれば、3 というのはどうもおかしいような気がするのですが、お答え願います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

大変失礼しました。教育委員会は1つで、あと各学校ごとにとということでしたので、先ほどの部分、訂正をさせていただきます。

あと、教育費、予算のところ、そういったいただいた意見を参考にしながら、最少の経費で最大の効果をとということで、努めてまいりたいというふうに思います。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

11番、寺崎です。

初歩的なことなのでございますが、そのソフトの主な機能というところで、ほとんど個人情報のなものがございます。今までもこういうふうな形であって何の問題もなかったからいいのでしょうけれども、時としてその情報が漏れたり何かするということが全国的にも出てきているのですが、このノートパソコンの管理体制と、それから指導はどのようになっているかお伺いしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

ネットワークのセキュリティーに関しましては、教育委員会というか役場を経由して、各校に行つての管理ということになっておりますので、その部分については担保されているものというふうに思っております。

それから、あと各教職員の個々の利用につきましては、改めまして更新時に、情報セキュリティーに関しては注意喚起なり、講習会、研修会等で開催しながら徹底してまいりたいというふうに思います。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんですか。

それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（佐藤孝悟君）

起立多数です。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決しました。

---

議長（佐藤孝悟君）

日程第11、発議第2号、議員による県外研修視察の実施についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

7番、升沢です。

発議第2号、令和元年6月13日、平泉町議会議長、佐藤孝悟様。

提出者、平泉町議会議員、升沢博子。賛成者、平泉町議会議員、高橋伸二、同じく佐々木一治、同じく三枚山光裕。

議員による県外研修視察の実施について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

裏をお開きください。

議員による県外研修視察の実施について。

当町は、現在「平泉町社会教育施設基本構想・基本計画」をもとに社会教育施設整備事業が進められているところである。それは民間活力を導入する新しい方式であり、同じ方式で事業を行っている北海道室蘭市を視察し、その効果と課題を検証したい。

また、外国人観光客増加に向けたインバウンドの取り組みなどの観光施策の調査を行うため、北海道ニセコ町の観光事業の先進事例に学び、当町の世界遺産登録10周年に向けた取り組みを調査研究するため研修視察を行うものである。

よって議員全員による研修視察を下記のとおり実施することを発議する。

1、実施期日、令和元年7月2日から4日まで。

2、研修視察地、北海道室蘭市、北海道ニセコ町。

3、研修視察目的、（1）民間活力導入施策の効果と課題について。（2）インバウンドの取り組みについて。（3）観光協会の株式会社設立と体制について。

以上、慎重なご審議をよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

これから発議第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(起立全員)

議 長 (佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決しました。

---

議 長 (佐藤孝悟君)

以上で本定例会6月会議に付議された全ての議案が議了しました。

閉議の宣言をします。

ご起立願います。

これをもって、令和元年平泉町議会定例会6月会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時10分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 佐藤 孝 悟

署名議員 高 橋 伸 二

同 升 沢 博 子